

平成 25 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会 第 6 回会議要旨

<開催日>

平成 25 年 7 月 18 日（木）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

加藤部会長、小池委員、野澤委員、福井委員、藤野委員

事務局（3 名）

中山行政管理課長、三枝主査、担当 1 名

説明者（3 名）

景観と地区計画課長、都市計画課長、道路課長

<開会>

【部会長】

第 6 回第 1 部会を開会します。

本日から計画事業のヒアリングに入ります。

本日の対象事業は計画事業 69「景観に配慮したまちづくりの推進」、70「地区計画等のまちづくりルールの策定」、60「ユニバーサルデザイン・ガイドラインの推進」、62「新宿駅周辺地区の整備推進」、63「中井駅周辺の整備推進」の 5 事業となります。

最初に 69「景観に配慮したまちづくりの推進」、70「地区計画等のまちづくりルールの策定」について、景観と地区計画課へのヒアリングを行います。

よろしく申し上げます。

<委員紹介>

ヒアリングに入る前に本日の趣旨についてご説明します。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を 3 つの部会に分けています。この第 1 部会のテーマは「まちづくり、環境、みどり」です。

今年度は、第二次実行計画期間の 4 年度間のうち、1 年度目の評価となります。

今年度の外部評価委員会では、内部評価を実施した計画事業のうち、まちづくり編の中から半数の事業を抽出して評価することとしています。なお、外部評価する事業は、ほぼ全てヒアリングを実施します。

本日は、1 つの事業につき、事業の体系と内容に関する説明 10 分、質疑 10 分、調整時間

5 分の計 25 分の想定でヒアリングを行います。

質疑が終了しなかった場合、追加で文書による質問をすることがあります。

ではヒアリングに入ります。

まず、69「景観に配慮したまちづくりの推進」のご説明をお願いします。

【説明者】

<説明者紹介>

よろしく申し上げます。

最初に区の施策におけるこの事業の位置づけについてご説明します。新宿区では、都市計画において「都市マスタープラン」を定め、景観まちづくりの方針として「地域の個性を活かした景観誘導」「賑わいと潤いのある景観形成の誘導」「区民との連携による景観まちづくりの推進」の3つをうたっています。

この事業は、第二次実行計画の中で、平成21年3月に策定した「景観まちづくり計画」及び「景観形成ガイドライン」を基に、地域住民との連携を図りながら地域の景観特性に基づく区分地区の拡充等の取組を推進しています。また、屋外広告物のような新しいジャンルに関して、関係機関や地域住民等との調整を行いながら、区内の多様な地域特性にふさわしい景観誘導推進政策を推進しています。

施策体系については以上です。

次に事業の内容についてご説明します。

建築計画をするときには、通常、建築確認というものが申請されます。それをする前に、景観の観点から、私どもが景観計画、景観形成ガイドラインに基づき事業者、設計者の方々と協議をして、より良い景観をつくるために「景観事前協議」ということをしています。平成24年度の実績としては229件行っています。また、今年度は、6月末の時点で64件行っています。大体毎年このぐらいの数字になっています。

景観事前協議というのは、あくまでも協議なので、こちらの方から命令をするというものではありません。事業者の方に、景観の考え方を含めた建築計画の案を作ってもらい、その案に対して、私どもから「もっとこうしたらどうか」「ここはもう少しこういうように考えられないか」といったお話をさせてもらって、両方で協議し、合意していきます。

それに基づく景観計画というのはもう既にあるのですが、地域によっては「地域の景観特性に基づく区分地区」（以下「区分地区」）に指定し、より細かい景観計画を作っています。本年度は、新宿駅の東口地区についてそれを作ろうと動いているところです。既にそういう細かい計画が新宿区内で6地区あるのですが、今後も徐々に増やしていこうと考えています。次年度以降は、西早稲田駅周辺地区や四谷駅前地区の区分地区への指定を計画しています。

次に屋外広告物に関する取組についてご説明します。

先ほどもご説明したとおり新しい分野です。「景観計画」というのは、基本的に建築計画の景観ですから、建築確認申請が出たときに、その建築物の外観などを見ることになりま

す。屋外広告物というのは建築にくっついてくるものになります。

そういう屋外広告物に関しては、今のところ私どもは明確な考え方を持っていないので、計画とかガイドラインなどを作っていきたいと考えて、24年度から検討しています。今年度は新宿区内全体の屋外広告物に関する考えをまとめたいと思っています。また「特別地区」を選んで、その地区の特別ルールを考えていけたらと思っています。現時点ではまだ、具体的にどの地区をといたものは持っていませんが、議論の中では、歌舞伎町、新宿駅東口、外堀の通り沿いなどが、屋外広告物の細かいルールを作るところに適しているのではないかとといった意見が出ています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ではご意見・ご質問をどうぞ。

【委員】

屋外広告物には、立て看板なども含まれているのですか。

【説明者】

そうです。屋外というのは外に出ているものですから、外から見える袖看板、立て看板、屋上に乗っかっているものなども入っています。

【委員】

屋外広告物については、高さとかサイズなどの規制は既にありますよね。

【説明者】

おっしゃるとおり、設置する場所、大きさなどに関する規制はあるのですが、デザイン的な規制というのがありません。なので、私どもとしては、景観の考え方を踏まえた、デザインや周囲との調和などに関する考え方や計画を作りたいと思っています。

【委員】

何か目標を立ててやるのですか。

【説明者】

景観を誘導するときには、建物だけでは不十分だと従来から思っていました。特に、商業地域だと大きな看板や壁面いっぱいの様子が描かれた建築物が建ちますから、それを含めて景観を考えなければなりません。現在は、屋外広告物に関してそういうものを考えるための基準がないので、それをしっかり作っていきたいと思っています。

【委員】

屋外広告は、建築主などがかなりのお金をかけて作るわけですよね。そういうものに表面的規制ということで、どのぐらいの効果を発揮するのでしょうか。また、誰がどのようにガイドラインを作っていこうとお考えなのでしょうか。

【説明者】

広告には、表現の自由が当然ありますので、私どもから恣意的にこれはいい、悪いとい

うことはできないと思います。なので、いろいろな人の意見を聞きながら、ある一定の基準みたいなものを作りたいと思っています。それは、私どもが勝手に作るわけではなく、委員会などを作りたいと思っています。また「景観まちづくり審議会」という審議会を私たちは持っていますので、そちらにも諮問していきたいと思っています。そういうところでオーソライズされた計画あるいはガイドラインを持ちたいと思っています。

そして、その基準等を見ながら、屋外広告物を掲げる方々と協議したいと思っていますが、これも命令ではなく、広告を出す人と協議しながら、いいものを作り上げていきたいと考えているところです。

【委員】

作成にあたっては、屋外広告物の協会などからも、ご意見を伺っているのですか。

【説明者】

今回は大規模な小売店や、そのような屋外広告物に関する団体からのご意見も反映したいと思っていますし、地域住民のご意見も反映したいと思っています。各界いろんな方々のご意見、ご意向を、満遍なく反映して作っていかれたらと思っています。

【委員】

個性をなくすようなことにならないよう、気を付ける必要があるのではないのでしょうか。

屋外広告物というのは1つの大きなメディアであり、当然出す人が強い立場になっていると思いますから、括りを作ることは難しいと思うのですが。

【説明者】

おっしゃるとおり、難しいものだと思います。また、全国的に見ても余り例がない取組ですから、私どもも慎重にやっていきたいと考えています。

【部会長】

第二次実行計画期間内に、9か所を区分地区として指定する計画のようですが、どこを指定するのかについて、基準等はあるのでしょうか。

【説明者】

商業地域で人がたくさん訪れるところを重視しています。

【部会長】

事業費についてご説明ください。

【説明者】

主な用途としては、ガイドラインを作り直したり改定する際に、それに伴って実施する調査などに要する委託費です。

【部会長】

内部評価の「目標設定」にある指標2「区分地区の指定の進捗」の、目標設定の方法についてご説明ください。

【説明者】

3つの地域について区分地区の指定を進めていくこととなりますので、それぞれの地区における進捗状況について「調査・検討」で25ポイント、「まちづくり組織との協議」で50ポイント、「審議会での審議」で75ポイント、「策定」で100ポイントを設定し、合計300ポイントを最終的な目標に設定しているものです。区分地区の指定にあたっては、地域の方々と話し合いながら進めますので、そう簡単に予定どおりには進みません。最終的な成果が出るまでには時間がかかりますので、その間の成果についても目に見えるよう、進捗状況によってポイントを割り振っているものとお考えください。

【部会長】

そうすると、プロセス評価みたいなものという理解でよいでしょうか。

【説明者】

はい。進捗状況が見えるようにしたものです。

【委員】

1階がガラス張りの建物に面した道を通行する際、そこに自分の車が映し出されて、あたかも車が横から出てきたように見えてしまい、事故になりかかったというお話を聞いたことがあります。行政からお墨付きをもらった建物を後でどうこうするのは難しいと思いますから、景観に関する考え方を定める際には、こういった防災・防犯の観点も重要だと思います。

【説明者】

分かりました。ガラス張りの建物に車が映し出されてしまうというのは盲点だったと思いましたので、今後気を付けたいと思います。

似た感じで、昼間にガラスが光を反射してまぶしいというお話もお聞きしたことがありましたので、ガラス張りにするときには、そういう反射についても考える必要があることは、これまでの景観協議でも言っていましたが、今お話しいただいたようなことも考えられるよう準備をしたいと思います。

【委員】

景観事前協議の件数が、平成24年度は229件、25年度は6月までで64件とのことで、大体同じペースで開催されていますよね。大きな計画はできているとのことでしたから、件数的には減っていくのかなと思ったのですが、変わらないのでしょうか。

【説明者】

大体3か月で60件で、変わらないのかなと思います。

【委員】

ガイドラインの改定の委託費は、どこに委託しているのですか。

【説明者】

景観を専門にやっているコンサルタント会社です。

【委員】

内部評価に事業の効果に関する記載があまりないのですが、実際になにか効果は出ていますか。

【説明者】

ガイドライン等の作成に当たっては、区と事業者と一緒に調査などを行って、しっかりしたものを作っています。私どもとしては、それが大きな効果だと思っています。

【部会長】

コンサルタントはこういった役割を担っているのでしょうか。

【説明者】

最終的な改訂を行うまでの、事前の調査、分析や、案の作成等を行っています。

【部会長】

改訂の際には、市民の意見を反映したり、コンサルタントの方で例えばワークショップをやるとか、そういうプロセスは経っているのでしょうか。

【説明者】

どんなものでもそうなのですが、住民や地域の皆様のご意見は必ず反映したいと思っています。具体的には、ワークショップやアンケート等の方法をとっています。

【委員】

新宿区のまちは、きれいなところと汚いところの差が大きいと思います。景観やまちづくりを考えるとときには、既に十分きれいなところではなく、整備しなければいけないところから考えた方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

【説明者】

おっしゃるとおりだと思います。多くの方が眉をひそめてしまうようなところに力を入れて、今後も進めていきたいと思っています。

【委員】

ガイドラインなどには法的な強制力はないわけですね。

【説明者】

強制してやっていくものではないので。

【委員】

そうすると、どの程度の効果が期待できるとお考えなのでしょうか。

【説明者】

目に見えてきれいになったとか、そういった効果はなかなか感じにくいと思いますが、これまでの実績としては、マンションを建てるときに、よく屋上に設備機器を置くことがあります。その設備機器が外から見えないように、周りをしっかりと何かで遮断してもらったり、エアコンの室外機が外から見えないよう囲ってもらったり、そういった例があります。ただ、まだまだ足りないところがあるものと思っていますので、しっかりやっていきたいと思っています。

【委員】

ちょっと分からないですね。

【部会長】

そうですね。目標設定も、区分地区の指定とかガイドラインなどを作るというアウトプットだけなので、それによって区民はどういう効果が得られたのかというアウトカム指標も必要だと思います。時間がかかる事業だとは思いますが、そういったご検討もしてほしいと思います。

他にはよろしいでしょうか。

では続いて70「地区計画等のまちづくりルールの策定」についてご説明ください。

【説明者】

はい。

計画事業70番も都市マスタープランに基づいている事業です。都市マスタープランでは、土地利用の方針として「地区の特性に合わせた適切な土地利用の転換を図る」ことをうたっています。これに基づき「地区計画」という都市計画などを策定するものです。

具体的には、地区の課題にきめ細かく対応していくために、地域の住民の方々と協働によって、まちづくりの活動を行っています。「地区計画」を定めたり、そこまで至らなくても「まちづくり構想」を定めたり、ガイドラインを作るなど、まちづくりのルールを定めています。

地区計画というのは地域ごとの特別なルールです。地域の方々みんなと一緒に作る都市計画で、しっかり守っていく義務が発生します。しっかり守っていただくために、その区域内で建築を行うときには、建築等の届出をしていただく必要があります。

地区計画などを作るに当たっては、現況調査や分析を行ったり、地域住民の方々と一緒に「まちづくり協議会」というものを運営しています。また、地域の方々が、協議会に至る前の勉強会、懇談会を組織している場合、区からまちづくり相談員の派遣などを行っています。

平成24年度の実績としては、25年3月に、歌舞伎町において「歌舞伎町の街並みデザインガイドライン」というものを作成しました。

また、平成24年度末までに、新宿区内17の地区で地区計画を定めています。面積でいえば131ヘクタールほどです。そのうち「再開発等促進区」という、再開発を促進するような地区計画を定めている地区が5つあります。

最も新しいのは神楽坂です。神楽坂の地域の方々は、まちへの情熱が強く、地区計画を定めるのに当たっては、平成3年に「神楽坂地区まちづくりの会」ができたところから始まり、平成6年に「まちづくり憲章」ができ、平成17年に「神楽坂の本多横町の粋な横町づくり」というものができるなど、まちの方々が地域ルールを自ら作られてきた経緯があります。それをしっかり都市計画として定めることが、地区計画という形でできたと考えています。

計画の中身としては、壁面の位置を制限したり、道路の境界線を後退させて道を広げる

必要がある箇所では、自らの責任でしっかり実施してもらおうといったものがあります。これらは、従来まちの方々が作られたルールにもありました。それを地区計画としてしっかり定めて、義務化することが今回できたものです。

本日お手元にお配りしている 4 種類のパンフレットは、地区計画の相談などが来た際に窓口で配っているものです。青いものは全国的なパンフレットで「地区計画とはどういうものか」を説明するものです。オレンジのものは「まちづくりを皆さん方でやっていきましょう」ということをお勧めするパンフレットです。例えば「まちづくりをスタートさせてまちづくりの組織をつくっていきましょう」「まちを歩いてみましょう」「まちのニュースを発行しましょう」「まちを分析しましょう」「まちの課題を整理して目標を設定しましょう。そして具体的な地区計画の案を作っていきます」といったことが書かれています。A4のもの紙1枚のは「作られた地区計画を守ってください」というものです。ルールを作っただけでは当然駄目ですから、それをしっかり守ってくださいといったことが書かれています。黄色いものは、その届出を変更する方法などを説明するものです。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ではご意見・ご質問のある方はどうぞ。

【委員】

神楽坂ですと大体 20 年かかったようですが、これからいろいろな地域で計画を作っていく際、どのぐらいのスパンで作り上げていくという基準はありますか。

【説明者】

計画ができるまでのスピードは、地域の方々の熱意に比例するところが大きいので、なかなかスピードというのは難しいですね。熱意が大きければ大きいほど時間が短くて済む部分があります。例えば、現在手掛けている上落合地区については、東日本大震災以降、防災に強いまちをつくっていくため、地域で特別ルールを作ろうということで、まちの方々が自らまちを見て回られるなど、とても熱心にご活動されています。それを踏まえたうえで、区でルールを作ってほしいとの提言を、この 2 月にいただきました。それを受けて、今年の 3 月から作業を始めていまして、9 月ぐらいには説明会を開いて、11 月には地域の方々への周知方法等の検討を行い、もしかしたら年内には一定のルールができて、年度内にはそれを皆さんにお知らせすることができるのではないかとこのスピードで進んでいます。これは、やはり地域の方々の強い熱意によるものだと思います。

ただ、それ以外のところには、いろいろな意見が出されて集約しにくい部分もありますので、そこは時間をかけて徐々にまとめていかなければなりません。

【委員】

上落合のどの辺りですか。

【説明者】

上落合三丁目、俗に「上落合中央地区」と言われる辺りです。
中井駅と落合駅の間の辺りですね。

【委員】

24～27年度合計で245ヘクタール、区面積の約39%で地区計画等を策定すること、各年度14団体のまちづくり協議会等の団体数、各年度1案のまちづくりルールとりまとめという3つの目標を設定されていますが、この目標はどのように設定したのでしょうか。

【説明者】

まず、第二次実行計画の策定にあたって、地区計画等の策定状況を「地区計画等のまちづくり手法が定まっている地区」「地区計画を含むまちづくりの適正な手法について、地域組織等と協議が進められており、今後具体的な制限項目について検討を進める地区」「まちづくりの手法について調査・検討を実施し、必要に応じて地域協議会等の立ち上げおよび話し合いを進める地区」の3つの分類に分けて整理しました。後者ほど話が進んでいないものになりますが、先ほども申し上げた通り策定のスピードは地区によって異なりますので、上から順に策定されていくというものではありません。

目標の設定にあたっては、各地区の現況や経験から、27年度末の状況を予測して設定しました。ただ、先ほどご説明した上落合のように、急速に話が進むこともありますので、目安として目標を設定していますが、まちの方々の意向があればしっかりとそれを受け止めてやっていきたいと思っています。

【委員】

そうすると、策定面積の目標は、計画を策定した時点で動いていた地区の面積を、積み上げて設定したと捉えてよろしいでしょうか。

【説明者】

はい。それから、実行計画4年間の目標設定のほかに、総合計画としての長期的な目標も立てていまして、それを達成するために、27年度末までにはこのぐらいまで行かなければいけないという視点からも設定しています。

【委員】

区の職員には異動があるのでやむを得ない部分があるのは承知していますが、まちづくりの事業というのは本当に長いスパンで、時間をかけて進んでいくものですから、その間に区の担当職員が次々に代わってしまうことが、進行に支障を来す一因になってしまっているように感じます。この事業に特化してくれる方がいてもいいのではないかと思いますね。

【説明者】

そういったご意見は、ほかの地区からもいただいたことがあります。支障を来すことのないようにしていきたいと思っています。

【委員】

職員の方もそうですが、まちの方についても個人の考えが強いから大変ですよ。例え

ば計画にすごく強く反対される方がお亡くなりになって話が急に流れることや、その逆もあり得ると思います。

【説明者】

皆さんよかれと思ってのお考えだとは思いますが、どうしても自分の気持ちとか主観が入ってしまいますので、客観的に見ていたときと、自らが当事者になったときでは考えが変わってしまうことはあります。

【委員】

そういったこともあったら、多少スパンが長くなるのは仕方ないのかもしれないですね。

【委員】

そうですね。

【委員】

事業はどのようなときに達成したといえるのでしょうか。

【説明者】

地区計画やまちのルールができたときは、1つの節目だと思っています。

【委員】

そうすると、ガイドラインやルールができた場合、そこから今度は地区計画の策定を目指したりはするのですか。

【説明者】

地区計画になれば義務化ができますから、最終的には地区計画に定めることが1番いいと思っています。ただ、まちのルールを決めることもとても重要なので、それも一つの節目だと思っています。

【委員】

先ほど区の職員が変わってしまうというお話がありましたが、まちづくり相談員はどのようなのでしょうか。

【説明者】

まちづくり相談員は、区の職員と違い異動等ありませんから、結構長くやっていたっていて、その地域を熟知している方が多くいます。まちの方々からも、そういった方を派遣してほしいといった要請も出されます。

【部会長】

ほかにはよろしいですか。

では景観と地区計画課へのヒアリングは以上となります。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長】

では次に、60「ユニバーサルデザイン・ガイドラインの推進」、62「新宿駅周辺地区の整備推進」及び63「中井駅周辺の整備推進」について、都市計画課へのヒアリングを行います。なお、63については道路課も所管されているため、併せて道路課へのヒアリングを行います。

<委員紹介・趣旨説明>

はじめに60「ユニバーサルデザイン・ガイドラインの推進」のご説明をよろしくお願ひします。

【説明者】

<説明者紹介>

よろしくお願ひします。

最初に、区の施策におけるこの事業の位置づけについてご説明します。区では、まちづくりの基本目標として「IV 持続可能な都市と環境を創造するまち」を掲げています。この基本目標を実現するために、個別目標として「3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち」を掲げ、都市の骨格となる道路等交通施設等、歩く人に優しい歩行空間、利用しやすい公共交通機関などの充実したまちを目指しています。

その個別目標の下に幾つかの基本施策が体系付けられていまして、その1つに「①誰もが自由に安全に行動できる都市空間づくり」があります。この施策は、人々が利用する建物や公園、道路、公共交通機関など、区民の生活を取り巻く空間を、誰もが暮らしやすいものに改善していくものです。そのための取組の1つが、この60「ユニバーサルデザイン・ガイドラインの推進」です。

次に事業の内容についてご説明します。

新宿区では、ユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるため、有識者会議や庁内検討会議の場で、平成20年度から22年度にかけて検討を重ね、利用者や居住者などの使い手の視点に立った「ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン」（以下「ガイドライン」という）を平成23年3月に策定しました。ガイドラインは、まちの改善すべき点に気付き、望まれるまちの姿を実現することを目的としています。この事業は、ガイドラインの普及・啓発を行うことで、新宿区に暮らし、活動する様々な人の視点に立った、「人に優しいまち」新宿の実現を目指すものです。

平成24年度は、ガイドラインの普及、推進のために、区民、事業者、学識経験者等で構成する「ユニバーサルデザイン推進会議」（以下「推進会議」）を立ち上げ、ガイドラインの普及・啓発に係る今後の方針等の検討に着手しました。また「建築ふれあいフェア」や部内新人研修会などを活用し、区役所内外で普及・啓発に努めました。今年度も引き続き推進会議を開催し、ガイドラインの効果的な普及・啓発方針の検討をしたり、研修や説明会を実施し、普及・啓発を行っていきます。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ではご意見・ご質問をどうぞ。

【委員】

第二次実行計画の事業費を見ると、24年度、25年度の事業費が53万9,000円なのに対し、26年度、27年度は553万9千円と、10倍以上になっています。これはどのような理由からですか。

【説明者】

24年度、25年度は、ガイドラインの普及・啓発を推進するための検討が主な活動内容なので、事業費の主たる使途は学識経験者の方等への報償費なのですが、26年度、27年度は、ガイドラインをスパイラルアップするための見直しを計画していますので、それに係る委託経費が発生するため、事業費が上がる予定です。

【委員】

東京都でも「夢まちプラン」というのをかなり熱心にやっていますよね。ガイドラインの設定について、それとのすり合わせはどのようになっていますか。例えば夢まちの計画を提出した区に、それを実行するための補助金などが出ているようですが、その利用はされているのでしょうか。

【説明者】

その夢まちの補助金というのは把握していませんが、東京都の福祉保健局が行っているユニバーサルデザインに関する補助金については、今年度要望していく予定です。

【委員】

例えば、東京都で店舗に対する指導とか、いろいろなパンフレットを作っているのですが、そういった内容もガイドラインには反映されるのですか。

【説明者】

ガイドラインで指標としている「目指すべき姿」では、店舗の段差に係る課題の解消も入れています。これをどう現実に進めていくかを、昨年度から検討しているところです。

【部会長】

ご説明を聞いても、非常に漠然としていて評価するのが難しい事業だと感じますね。

ユニバーサルデザインのガイドラインについてパンフレットか何かがあるのでしょうか。

【説明者】

冊子がございます。

【部会長】

もう少しシンプルなパンフレットのようなものも、あるといいかなと思いますね。

【説明者】

おっしゃるとおり、冊子は相当な分量があるものですから、誰もが全部読んでいただけるものではないと思います。内部でも「みんなでこういうところに気を付ければ、もっと暮らしやすいまちになります」といったことを伝えるための、分かりやすくシンプルなパ

ンフレットなどを作っていければと考えているところです。

【部会長】

「総合評価」を「計画以下」と評価していますが、その理由や根拠についてご説明ください。

【説明者】

もともとの計画では、23年度には推進会議を立ち上げて、どのようにガイドラインの内容を実現していくかを検討する予定でしたが、実際には立ち上げが本年の1月までずれ込んでしまい、23年度から年間3回開催される予定だった推進会議が、実際には24年度に1回となってしまったため「計画以下」と評価しました。

【委員】

「ユニバーサルデザイン」と「ユニバーサルデザインまちづくり」の違いはなんですか。

【説明者】

「ユニバーサルデザイン」というのはすごく大きな意味合いで、年齢、性別、国籍、個人の能力等に関わらず、できるだけ多くの人々が利用しやすい生活環境を作り上げるという、ある意味、区の施策が全部ユニバーサルデザインといえるぐらい広いです。その中で、都市計画部が担当するハード的なセクションに関連するところを「ユニバーサルデザインまちづくり」と表現しています。

【委員】

例えば消防法だと、優良建物と認定された建物に「優マーク」が付きますよね。ユニバーサルデザインでも、こういった見えやすい目立った取組はされていますか。

【説明者】

現在のところそういった施策は行っていないのですが、これから検討していく中で、そういうところも議論になってくると思います。

【委員】

そういった取組を行うことこそが普及だと思います。いくらガイドラインを策定しても、啓発をやっても、実際に動かなければ何もならないわけですから「動いた人をどう評価するのか」まで考えていただくと、よりまちづくりが進むと思います。早めにそういう取組を作って普及できるよう、よろしくお願いします。

【委員】

東京都が推進している夢まちづくりでは、駅に全部エレベーターが付くようになったり、商店街ガイドを作って商店街の振興を図るなどの実績が出ています。パンフレットや資料などもたくさんありますので、そういった事例をどこまで活かせるかを検討していく必要があるのではないのでしょうか。

【説明者】

今頂戴した様々なアドバイスも含め、今後推進していく中で参考にしたいと思います。

【委員】

国内だけでなく、外国の先進都市についてもご参考にされるといいと思います。

【説明者】

他の自治体でもそうですが、行政におけるユニバーサルデザインというものは、まずバリアフリーにつながります。新宿でもバリアフリーはかなり力を入れて推進していますが、ユニバーサルデザインというのはもっと広い概念ですから、バリアフリー以外の、例えば外国の方にもくらしやすいまちづくりなどを考えていく必要があります。こういったところが特に課題になっています。

【委員】

ご説明にあったとおり、ユニバーサルデザインというのは大きな概念であり大きな課題なので、大きく括って推進しようとしても、なかなかうまくいかないと思います。レベルや段階を設定しながら進めていく必要があるのではないのでしょうか。

【説明者】

そうですね。着実にやっていくということも大切だと思います。そういったことも念頭に置きながらやっていきたいと思っています。

【委員】

区だけでなく、国や東京都のレベルでも考えて実践していく必要があると思います。区のなかでも、役所だけでなく、まちでもバリアフリーとかいろいろ考えてやっていますが、もっと上からの取組にも期待しています。

【説明者】

ありがとうございます。バリアフリーをきちんとすれば、それがユニバーサルデザインにもつながっていくと思います。ユニバーサルデザインというのはまだ新しい言葉で、一般の方が皆さんわかるものではありませんが、バリアフリーという言葉は浸透してきたと思います。ですから、余り目新しいところに視点を合わせるのではなく、いかにバリアフリーを100%にするのかを目指していけばよろしいのではないかと思います。

【部会長】

区の施策体系を見ると、例えば計画事業 61「道路のバリアフリー化」や、經常事業 459「交通バリアフリーの整備促進」など、ユニバーサルデザインに関連のありそうな事業があります。他にも、外国人、障害者、高齢者などに関し様々な施策が行われていると思います。そういったところで、各部の連携はどのようになっているのでしょうか。

また、区民意識調査等での認識度 30%という指標を設定されていますが、これで事業の進捗を測るのは難しいのではないのでしょうか。例えば実行計画上には「区有施設への導入推進」を行うと書かれていますから、これを指標にするなど、より目に見える指標は設定できないのでしょうか。

【説明者】

各部の連携についてですが、まず、推進会議には総合政策部長、地域文化部長、みどり土木部長といった関係する部長が入っています。それから、推進会議とは別に、庁内推進

会議というものを立ち上げて、推進会議等でいただいた様々なご意見を庁内にフィードバックしたり、庁内での考え方を調整しています。ご意見のとおり、様々なところに絡む事業ですから、いかに連携をしっかりと取るかが大切だと思っています。

次に指標についてですが、ユニバーサルデザインという言葉自体まだ余り浸透されていないと考えていますので、まず言葉を知ってもらうというところから始めないといけないと考え、認識度を指標に設定しました。知っているというのも「言葉は知っている」「内容を知っている」などいろいろあると思うので、今後検討していきたいと思います。

区有施設への導入については、まずユニバーサルデザインを普及していく中で、区有施設をどうするかというところを検討し、庁内の**推進**会議等も活用しながら進めていきたいと考えています。

【部会長】

ほかにはよろしいですか。

では続いて62「新宿駅周辺地区の整備推進」について、ご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

区の施策におけるこの事業のは、先ほどの60と同様、基本施策「① 誰もが自由に安全に行動できる都市空間づくり」に位置づけられています。

この事業は、大きく「新宿駅周辺地区の整備計画策定及び整備」と「東西自由通路の整備」の2つの枝事業に分かれています。

「新宿駅周辺地区の整備計画策定及び整備」は、さらに3つの項目に分かれて、それぞれ事業化に向けた検討を行っています。

1つ目は「東口、西口の駅前広場の再整備」です。昨年9月に東西自由通路が着工し、この受皿となりまちとの結節点となる東口、西口の駅前広場の再整備について、現在、東京都と検討を進めています。

2つ目は「靖国通り地下通路延伸」です。現在区役所までとなっているサブナードを、明治通りまで延伸し、副都心線のコンコースとつなげることで、地下歩行者ネットワークを構築しようとするものです。東京都や地元企業等と検討を行っていますが、現段階では事業主体が明確化せず、都市計画手続までは至っていません。

3つ目は「新宿通りのモール化」です。歩きたくなるまちの象徴として、新宿駅東口広場から明治通りまでの新宿通りの車両を制限し、モール化をするもので、現在、周辺の街路整備に伴う交通量の動向を鑑みつつ、駅前広場検討との連携や地元との意識の共有化などの調整を行っています。

もう1つの枝事業「東西自由通路の整備」については、区や地元の30年来の悲願であった東西自由通路が昨年9月、ようやく着工しました。事業主体はJR東日本であり、区は事業費の3分の2を補助していきます。全体事業費は約115億円で、平成32年の供用開始を目指しています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ではご意見・ご質問がありましたらお願いします。

【委員】

「東口、西口の駅前広場の再整備」についてですが、新宿駅西口から地上に出ると、非常に殺伐としている、交通量も多いのに信号が1つしかない、地下へ潜ってバス停に行く必要があると、非常に多くの課題があると思います。あの一带についてはなにかお考えをお持ちでしょうか。

【説明者】

おっしゃるとおり、西口の空間には課題があると思っています。できた当初は最先端のまちだったと聞いていますが、その頃とは、例えば車優先から歩行者優先になってきているように、考え方等が大きく変わっています。東京都と勉強している中では、そういった課題等も抽出しながら、交通量調査等も含めて検討しているところです。どこまで整備するかといった整備方針を、ある程度早い時期につくっていきたいと考えています。

【委員】

バスに乗る人が安全に移動できたり、景観にも気を遣った方針に期待します。バスターミナル機能を持ったビルの建設なども1つの手法として考えられると思います。

【説明者】

ご意見ありがとうございます。実際に、現在南口で国土交通省が基盤整備をやっている中にも、ツアーバス等を集約するといった話もあります。それがあと数年後にでき上がるようですから、西口のバスも、整備の手法等いろいろと関係事業者等も交えてやっていかなければいけないと考えています。

【委員】

例えば、地震等の災害が起きたときには、駅にかなりの人が集まってくると思いますが、その際の対応といった視点も含んでご検討いただいているのでしょうか。

【説明者】

おっしゃるとおり、帰宅困難者対策というのは非常に大きな問題です。区では、危機管理課が中心となって、国や東京都と連携しながら、周辺地域も含めていろいろ検討しています。私どもも、危機管理課等と情報交換や連携をとりながら、総合的に進めていきたいと考えています。

【委員】

東西自由通路もそうですが、地下通路が人であふれた場合の備えはされているのですか。

【説明者】

東西自由通路として公共空間になると、区としても防災設備をしっかりと設けないといけなくなりますから、東口、西口の広場への避難経路の確保ですとか、スプリンクラーの整

備など、様々な面から検討しています。また、震災時にあの辺りの空間をどのように活用できるかも、今後検討していきたいと考えています。

【委員】

防災、特に帰宅困難者対策の視点から、駅前広場全体を帰宅困難者の施設に使えるよう、東京都とも調整しながら進めてほしいと思います。

【部会長】

駅前広場、靖国通り地下通路の延伸、新宿通りモール化に係る目標設定を「新宿駅周辺地区の整備計画策定及び整備」の一括りで行っていますが、これでは非常に評価が難しいなという感触を持っています。3つに関連性があることはわかるのですが、別々に目標設定することはできないのでしょうか。

【説明者】

おっしゃるとおり、各々非常に大きな事業ですが、現在はまだ関係者と費用負担、事業主体、将来管理等々の非常に複雑な部分について検討しているところですから、もう少しこの辺りが具現化したときに、明確な目標設定を打ち出していきたいと考えています。

【部会長】

そうすると、例えば3つの取組のうち、1つが駄目になったときなどはどうなるのでしょうか。

【説明者】

区としても数十億の経費を投入する東西自由通路の整備効果を十分に発揮するためには、残る2つの取組も必須だと考えています。

ですから、東西自由通路が20年度に供用開始するまでに、できれば完成、少なくともある程度目途が付いているところを目指しています。

【部会長】

必須だとお考えならば、目標を3つに分けてもいいのではないのでしょうか。

【説明者】

現在はまだ、それぞれの取組について、具体的なスキームがまだ見えていなく、勉強したり共通認識を持ったり、そういう段階ですから、それぞれ個別に評価することは難しいと考えています。

【部会長】

分かりました。

【委員】

新宿駅南口の再開発を行っている場所は渋谷区になるのですか。

【説明者】

敷地自体はほとんどが渋谷区ですが、一部分新宿区にかかっています。

【委員】

渋谷区の区域といっても、新宿駅周辺のことですから、区民としても地元商店会等とし

でも、例えば地元商店会を守るような視点などから、意見を出したい部分があると思います。新宿区としても積極的な働きかけをお願いしたいと思います。

【説明者】

南口の基盤整備については、当初様々なご意見が出されたり、運動が行われて、新宿区も一緒に、国やJRに対していろんな意見を出すなかで今に至っています。その中では、どのように地域に貢献するかという視点から折衝をしていますので、今後も地元と駅がしっかり共存できるよう、区としても発言をしていきたいと考えています。

【部会長】

ほかにはよろしいですか。

では62については以上とします。

続いて63「中井駅周辺の整備推進」のヒアリングに入りますが、ここで道路課長にも説明者に加わっていただきます。

<説明者入室>

【部会長】

よろしくをお願いします。

<委員紹介・趣旨説明>

では、63「中井駅周辺の整備推進」について、ご説明をお願いします。

【説明者】

はい。まず事業の概要について、都市計画課よりご説明します。

区の施策における位置づけについては、先ほどの2事業と同様、基本施策「①誰もが自由に安全に行動できる都市空間づくり」の下にある事業です。

この事業は「南北自由通路の整備」と「駅前の整備」の2つの枝事業に分かれています。

「南北自由通路の整備」は、区と西武鉄道が協力しながら、西武線中井駅の施設の改良と併せて地下通路を整備するものです。西武線中井駅周辺の踏切は、朝夕のラッシュ時には1時間中40分以上遮断機が下りている、いわゆる「開かずの踏切」となっていて、駅利用者のみならず周辺住民の不便になっているとともに、無理やり横断する歩行者も少なくないなど、非常に危険な状態となっています。こうした状況を改善すべく、区と西武鉄道が平成22年6月に基本協定、平成24年に施工協定を締結し、本年2月から工事に着工しました。

事業内容としては、南北自由通路の施工について、西武鉄道に委託しています。全体で約16億6,000万円を要しますが、このうち3分の1は国庫補助が入る予定です。平成28年度の完成を予定しています。

概要については以上です。

【説明者】

続きまして、「駅前の整備」について、道路課よりご説明します。

一部重複する部分がありますが、ご了承ください。

中井駅周辺には、駐輪対策や利用しやすい駅の整備などの課題があり、これを解決するため、環状 6 号線の拡幅事業に伴う、中井富士見橋の掛け替えにより生まれる高架下空間を利用し、南北自由通路及び駅前広場等を整備することで、西武新宿線中井駅周辺の安全性と利便性の向上を図ることを目的としている事業です。

事業手法としては、中井富士見橋高架下空間を利用し、駐輪場や駅前広場等を含めた中井駅周辺の整備を行います。

事業の方向性としては、整備する施設の仕様や運営について、地元や関係機関と引き続き調整を行いながら、南側、駅前広場の基盤整備工事を実施していきたいと考えています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

では、ご意見・ご質問をお願いします。

【委員】

中井駅は西武線と地下鉄の駅が離れていますが、それをくっつけるということですか。

【説明者】

都市計画課よりお答えします。

西武線と地下鉄の駅をくっつけるというのではなく、山手通りの中井富士見橋が架け替えにより高架橋となりましたので、その下の空間を利用して、広場や駐輪場など色々な施設を整備するため、併せて西武線の南北自由通路を整備するというものです。

【委員】

南北自由通路というのは、どことどこがつながりますか。

【説明者】

中井駅の少し下落合寄りのところに、鉄道の下をくぐる形で自由通路を整備します。

踏切のところ、寺齊橋通りというのですが、ここに改札があります。現在のところ、下りホームと上りホームは跨線橋で連絡しているのですが、それを線路の下をまたいで反対のホームに行けるような形になります。

【委員】

駅の中の自由通路ということですか。

【説明者】

駅の中と、あと外にも出られます。広場の方にも行けるということです。

【委員】

これは、用地の買収はないのですよね。

【説明者】

はい。用地の買収はありません。

【委員】

区内の開かずの踏切ですと、中井駅のほかに西武新宿線沿線の踏切の多くがそうだと思います。

います。開かずとまではいかないかもしれませんが、余り開かない。今後そういった踏切も改良していくような計画はあるのですか。

【説明者】

非常に難しい問題だと思いますが、新宿区内のそういう踏切については、東京都等に今後も働きかけていきたいと考えています。

【委員】

先ほどご説明にもありましたが、踏切をくぐって無理に渡る方が多く、いつか事故が起こるのではないかと懸念しています。なにか起こる前によろしくお願いします。

【説明者】

分かりました。

【委員】

例えばエレベーターなど、バリアフリーの視点も取り入れてお考えですか。

【説明者】

エレベーターを南北自由通路に2基、駅の構内に2基設置するほか、エスカレーターも設置するなど、バリアフリーにはしっかり対応していきたいと思っています。

【委員】

区はどのぐらいの負担をするのですか。

【説明者】

16億6,000万円で、そのうち3分の1を国庫補助として歳入する予定です。

さらに、鉄道施設内の整備について、約8億ほど西武鉄道が負担する形になります。

【委員】

駅周辺の人の流れが変わるように思うのですが、影響を受けることが予想される商店街等との調整はされているのですか。

【説明者】

こちらの計画については、20年ぐらい前からいろいろとやっているものでして、その中では、おっしゃるとおり、商店街の人通り、人の流れについても様々な話がありました。そういった地域の声を聞きながら、今回の計画は策定しています。

【委員】

踏切も残るんですね。

【説明者】

はい。残ります。

人は自由通路で行けるのですが、車は踏切を渡ります。

【委員】

高架下は、以前はどうなっていたのですか。

【説明者】

以前は土の上に道路が乗っていました。そこを橋の構造にして、道路の下に空間をつく

ったということです。

【委員】

区の方で20年前から検討しているのですか。

【説明者】

そうですね。この高架下の空間ができるという話を東京都等に聞いてから、その下をどう活用して、地元の方の利便的な空間にできるかといったことを、20数年前から検討してきました。

【委員】

目標設定は、3つとも進捗状況によるものになっていますが、これはスケジュールどおり行くところなるという、想定によるものという理解でよろしいですか。

【説明者】

はい。南北自由通路については、28年度の整備完了を予定していますので、第二次実行計画期間中の目標水準は「整備工事」の75%までという形になります。

【説明者】

道路課です。

広場関係についても、平成28年度まで掛かるということで、25年度に工事着手して、第二次実行計画期間内は工事を行う予定なので、計画期間内の目標水準は「南側広場整備工事着工」の50%となります。

歩行者専用橋についても、27年度着工、28年度から29年度に完了を予定していますので、第二次実行計画期間内の目標水準は「南側橋台整備工事完了」の50%となります。

【委員】

この事業には、西武鉄道など様々な主体が関わっていると思います。どのような主体が関わって、どのように調整されたのか教えてください。

【説明者】

都市計画課からお答えします。

南北自由通路は区が西武鉄道に委託する形です。広場や橋、駐輪場等の整備については区が主体となって工事を行います。

また、山手通りの下ですから、道路占用という形で東京都の許可を取ります。

【部会長】

ほかにはよろしいですか。

では、都市計画課と道路課へのヒアリングは以上となります。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者退出>

本日のヒアリングは以上となります。

続いて、事務局から事業別行政コスト計算書のご説明を伺います。

よろしく申し上げます。

【事務局】

はい。

第 2 回部会で、事業別行政コスト計算書の様式についてご説明しましたが、数字が入った方が分かりやすいと思いますので、本日改めてご説明します。一部前回の説明と重複するところがありますのでご了承ください。

昨年度から、新宿区では、区財政全体について、発生主義と複式簿記の考え方を取り入れた、総務省の基準モデルに準拠した財務諸表を公表しています。今回評価の参考にさせていただくことを予定している事業別行政コスト計算書とは、先述の財務諸表に基づき、各事業別の行政コストを試算するものです。平成 25 年度は試行と位置づけ、経常事業評価対象の事業について作成します。来年度以降の実施については、今年度の結果を検証したうえで検討するため未定です。今年度の事業別行政コスト計算書は、23 年度と 24 年度分の事業別行政コストを明らかにする予定です。

続いて、事業別行政コスト計算書の特徴についていくつかご説明します。

先ほど申し上げた発生主義とは、収益と費用を現金の受け渡し時点で認識する現金主義と異なり、現金の収入や支出に関係なく、費用や経費の発生した時点で計上するものです。そのため、発生主義会計では、現金収支のほかに「賞与引当金」や「退職給付費用」などの将来発生する金額、建物や備品の「減価償却費」などの見えないコストを把握することができます。事業別行政コスト計算書は、これらの費目や人件費を含めた、各事業にかかる総コストを明らかにすることになります。

また、例えば利用者一人当たりのコストなど、各事業で設定する単位ごとのコストや、区民一人あたりの区税等投入額を明らかにすることになります。あくまで一定のルールの下に試算した目安ですが、そういったものをお見せします。

少し言葉の意味をご説明しますと、「賞与引当金」というのは、翌年度に払う予定の賞与のうち、当該年度の負担見込み額のことです。「退職給付費用」というのは、当該年度に実際に支払う退職金のことではありません。退職金は毎年積み立てられているものと考え、その当該年度積み立て分の金額が「退職給付費用」です。「減価償却費」とは、建物や備品について、それらの建築、購入等に掛かる支出をそのまま当該年度の経費とはせず、定額法という方法を用いて、耐用年数で割った金額を各年度に経費として計上しているものです。対象となるのは、資産形成につながるもので、工事、建物は 500 万円以上のもの、備品については 50 万円以上のものになります。例えば耐用年数が 6 年間の場合、購入費を 6 年間で割った金額を、以降 6 年間は行政コストに経費として計上することになります。また、道路や土地は減価償却費の対象になりません。資産となる土地などは減価償却しないのが原則です。そのため行政コストには表れてきません。道路の事業を評価するときなどは、このことを把握していただきたいと思います。なお、土地については区の資産を計算

するバランスシートに表れてきます。

次に、外部評価における事業別行政コスト計算書の位置づけについてご説明します。

事業別行政コスト計算書は、評価の参考としてお使いいただくものです。そのため、ここに示された数字について、その良し悪しを評価いただくものではありません。これまでの行政評価で示していた事業費と比べ、より精緻になった数字を見て評価に役立てていただきたいということです。これを今後どのように活用していくかも含め検討していきます。今年度は取組の初年度ですので、この点についてご理解をいただきたいと思います。

次に事業別行政コスト計算書の内容についてご説明します。

先ほど申し上げたとおり、新宿区は総務省の基準モデルに準拠した形で区の財政について行政コスト計算書を作成していますので、事業別行政コスト計算書についても大部分については同様のものをご理解ください。

この行政コスト計算書には、「経常費用」と「純経常費用」という項目があります。「経常費用」は、発生主義に基づいて資産形成につながらない行政サービスに係る事業全体に要するコストを「経常業務費用」と「移転支出」によって表しています。「経常業務費用」は、区が労働や製品の対価として負担するコストであり、普通の経費のことです。「移転支出」は、区が対価なしに負担するコストであり、例えば補助金、社会保障給付費などのことです。「経常業務費用」は区が直接する事業に対する経費、「移転支出」は他の団体や区民などに対し支出をすることで効果がでる経費とお考えください。「純経常費用」とは実際にかかるコストのことです。区が直接運営する行政サービスの対価として得られた収益から経常費用を除いたものとお考えください。他の自治体を見ますと、経常費用から収益を引いたものが「純経常費用」ですという見せ方をしている例もあります。役所の場合、民間の損益計算書のようなものと違って、多くの事業がマイナスになってしまいます。コストがマイナスという表記をすると、利益が出ているように思われてしまう懸念があるため、意図的にひっくり返して見せているものと思います。その辺りの考え方は自治体によって違うものと思いますが、新宿区の場合は原則どおり、収益から経常費用を引くという民間と同じやり方をとっていますので、もし他自治体と数字を比較するのであれば、その辺りを注意しながらご確認いただきたいと思います。

次に、事業別行政コスト計算書における人件費の考え方についてご説明します。

これまでの行政評価でお示ししていた人件費と同様、職員一人当たりの平均給料、諸手当、共済費等を、当該事業に従事する職員の人数割合に乗じて算出していますが、これまでと違い、報酬や賃金についても人件費で取り扱います。

次に、総務省基準モデルによらない、新宿区独自の考え方についてご説明します。

先ほどご説明した「純経常費用」の内訳についてですが、「特定財源」と「区税等一般財源」の内訳を表しています。「特定財源」とは社会保険料、国・都補助金などのことですが、特別区はこのほかに都区財政調整基金があります。「区税等一般財源」とは、区税や地方税などの区税等、特定財源以外の財源のことです。

次に、この事業別行政コストの見方についてご説明します。

民間の財務諸表を読む際は、どの程度の利益が出ているかを確認して、利益が多ければ多いほどいいというのはおわかりだと思います。しかし、役所の事業は利益を出すことを目的にしているものではありません。むしろ儲けの出ない事業の方が多い。そういった事業の収支は当然マイナスになります。しかし、役所の場合それが悪いということにもなりません。民間であればマイナスになるような事業は廃止となるのですが、役所の事業はそういうものではありません。そのため、数字の高い低いではなく、その事業にかかっているコストを認識していただくという位置づけで見てください。先ほど申し上げた、参考としてご覧いただくというのは、そういうことです。

それから、実際の計算書をお示しするタイミングですが、9月の中旬ぐらいにならないと、どうしても数字が固まらないので、部会の評価を取りまとめていただくくらいになってしまいます。ですから、ヒアリング中は無理なのですが、部会の取りまとめや全体会の取りまとめの際には十分活用していただけたらと思っています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ご質問等がありますか。よろしいでしょうか。

では、本日は以上で閉会とします。

次回も引き続き計画事業のヒアリングを行いますのでよろしくお願いします。

お疲れさまでした。

<閉会>